

# 平成13年度 定時総会議案

日 時 平成13年5月18日(金) 午後3時

会 場 虎ノ門パストラル

議 案

第1号 [平成12年度事業報告承認の件](#)

第2号 [平成12年度決算報告承認の件](#)

第3号 [定款の変更承認の件](#)

第4号 [平成13年度事業計画案承認の件](#)

第5号 [平成13年度予算案承認の件](#)

第6号 [役員を選任の件](#)

社団法人 日本年金数理人会

## 平成12年度事業報告承認の件

### 1. 総会に関する事項

#### (1) 平成12年度定時総会

日時 平成12年5月19日(金)午後2時30分

会場 虎ノ門パストラル

議案 第1号 平成11年度事業報告承認の件

第2号 平成11年度決算報告承認の件

第3号 定款の変更承認の件

第4号 平成12年度事業計画案承認の件

第5号 平成12年度予算案承認の件

第6号 役員を選任の件

原案どおり承認された。

### 2. 事業概況

企業年金等の財政に関する提言

「企業年金法に関する提言～健全な財政運営を目指して～」の公表  
(マスコミ掲載は平成12年9月)

「企業年金法特別委員会報告書(中間報告)」の発行

専門家としての業務の改善・発展とその普及徹底

#### [実務基準の策定、改定]

公的年金制度の改正と保険料凍結に伴う実務基準の改定を実施

具体的には、以下のとおり

- ・通知等の変更に伴う実務基準の改定
- ・実務基準第5号「厚生年金保険料凍結期間中の決算時の最低責任準備金の実務基準」策定
- ・実務基準第6号「厚生年金保険料凍結期間中における実務基準の取扱いについて」策定
- ・実務基準第7号「厚生年金保険料凍結期間中の決算時の最低責任準備金の実務基準」策定

#### [会計基準変更への対応]

- ・「退職給付会計に係る実務基準」の改定(平成12年11月15日)
- ・退職給付会計における公的年金制度改正後の代行部分の扱いについて意見表明  
厚生年金保険法改正に伴う退職給付会計における厚生年金基金の取扱いについて(平成12年4月28日)  
厚生年金保険法改正に係る退職給付会計適用上の取扱いについて  
(平成12年9月20日)

・「退職給付会計関係資料集」の発行

[ 研修会並びに特別講演会等の開催 ]

( 1 ) 特別講演会

日 時 平成12年5月19日(金)

会 場 虎ノ門パストラル

演 題 「介護保険制度について」

厚生省老人保健福祉局介護保険課長 高井康行氏

日 時 平成13年2月27日(火)

会 場 東京年金基金センター「セブンシティ」

演 題 「企業年金の財政を巡る当面の課題」

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課  
基金数理室 室長補佐 清水時彦氏

( 2 ) 研修会

第25回研修会

日 時 平成12年10月18日(水)

場 所 こまばエミナース

演 題 「今後の社会保障の在り方 - 『新しい世紀に向けた社会保障(意見)』  
を巡って」

総理府社会保障制度審議会 事務局長 酒井 英幸氏

( 3 ) 実務研修会

日 時 平成13年2月27日(火) 午前10時から午後5時  
2月28日(水) 午前10時から午後5時

場 所 東京年金基金センター「セブンシティ」

2月27日(火)

A 1 「企業会計」五十嵐則夫氏

A 2 「コーポレート・ガバナンス」工藤久嗣氏

B 1 「混合型年金制度・確定拠出年金制度の概要」原 靖氏

B 2 「退職給付会計の実務基準」黒岩和夫氏

C 1 「海外の年金制度」小野正昭氏

C 2 「年金ALM」長澤亮之氏

D 1 「基金と年金数理人」水 章氏、町田晶生氏

D 2 「厚生年金基金の実務基準」井出満徳氏、小川伊知郎氏

2月28日(水)

A 3 「経済金融講座」石川達哉氏

A 4 「企業福利」陶野哲雄氏

- A 5 「運用手法」堀江貞之氏
- B 3 「基金制度の将来」市川敬臣氏
- B 4 「年金資産運用」榊原悦文氏
- B 5 「年金数理人のあり方について」山口修氏、稲葉雅博氏
- C 3 「支払保証制度」清水信広氏
- C 4 「企業年金制度における数理的健全性について」谷口充洋氏
- C 5 「厚生年金基金の実務基準」磯野憲一氏
- D 3 「基礎率（予定利率の設定）」和田貴一氏、青井知幸氏
- D 4 「日本の年金制度の動向（企業年金法）」上原 尚氏

#### 企業年金等の財政に関する啓発・研修事業の実施

##### [ 厚生年金基金等に対する講座等の開催 ]

全国9ヶ所で開催

##### [ 厚生年金基金等との意見交換会 ]

東京都総合厚生年金基金協議会との意見交換実施（平成13年3月28日）

##### [ 厚生年金基金連合会等の事業への協力 ]

厚生年金基金連合会の研修講師として11名派遣

#### 調査研究の充実

##### [ 企業年金法の調査・研究 ]

「企業年金法に関する提言」を公表

「企業年金法特別委員会報告書（中間報告）」作成

企業年金法個別事項に関する調査・研究

##### [ 年金数理人のあり方について ]

企業年金法下における年金数理人制度について検討

継続教育について検討

米国における登録アクチュアリー制度の調査・研究

##### [ 凍結解除後の厚生年金基金制度の財政運営に関する調査・研究 ]

#### 広報活動の充実・推進

- ・会報「年金数理人」の発行
 

平成12年7月	5	発行
平成13年1月	6	発行
- ・パンフレット「年金数理人」を改定し配布 平成12年10月
- ・新聞社論説委員・日本放送協会解説委員との懇談会 平成13年2月14日
- ・インターネットホームページの活用
  - 実務基準公開草案の公表・退職給付会計についての意見表明等に活用
  - 日本年金数理人会の紹介や実務研修会の開催案内等に活用
- ・退職給付会計関係資料集の発行
- ・確定給付企業年金法案参考資料の発行

## 国内外の年金関係機関との情報交換等

- ・国際アクチュアリー会（I A A）委員会出席  
（エルサレム 平成12年5月20日～24日）
- ・I A A理事会・委員会出席（オタワ 平成12年11月19日～21日）
- ・世界銀行・I A Aセミナー出席（ワシントン 平成12年11月17日）
- ・米国登録アクチュアリー大会への派遣（ワシントン 平成13年3月18日～21日）

## 事務組織の整備・役員の選任等

### [事務組織の整備]

定款・規則・規定の整備

### [役員の選任等]

平成12年度定時総会（平成12年5月19日）における新役員の選任

## 理事会・委員会活動

### （1）理事会（11回）

平成13年度事業計画・予算案の決定

平成12年度役員選挙について

会長・副会長・常任委員会委員長の選出

顧問・評議員・相談役・参与の選出

定款変更について審議

I A A関連事項、会運営の重要事項等について審議

### （2）総務委員会（8回）

平成12年度定時総会資料の作成

平成13年度事業計画・予算案の作成

会費のあり方について検討

委員会の所掌整理

特別積立金に関する内規の作成

### （3）企画調整委員会（7回）

大学院での講座開設について検討

企業年金法関連事項について検討

委員会規則の変更について

### （4）研修委員会（10回）

研修計画の作成

特別講演会・研修会・実務研修会の実施

### （5）広報委員会（11回）

会報「年金数理人」の編集

パンフレット「年金数理人」の作成

### （6）国際委員会（3回）

I A A 等国際機関、国際会議への対応  
外国の年金事情の情報収集

- ( 7 ) 事務管理委員会 ( 3 回 )
    - 定款変更案の作成
    - 事務の管理及び運営について
  - ( 8 ) 実務基準委員会 ( 1 5 回 )
    - 実務基準の改訂及び策定
    - 厚生年金基金制度の財政運営について
    - 最低責任準備金の算定方法について
    - プラスアルファの基準について
  - ( 9 ) 紀律委員会 ( 3 回 )
    - 委員会の運営について
    - 実務研修会の資料作成 ( 倫理規範の解説等 )
    - 各国の倫理規範・事例等の調査について
  - ( 10 ) 調査研究委員会 ( 8 回 )
    - 研究テーマについて
    - 書籍の購入・管理について検討
  - ( 11 ) 資格制度委員会 ( 6 回 )
    - 会員資格について
    - 継続教育について
    - 年金数理人のあり方について検討
    - 米国の登録アクチュアリー制度の調査実施
  - ( 12 ) 退職給付会計実務基準合同検討会 ( 4 回 )
    - 退職給付会計に係る実務基準の改訂案の作成
    - 退職給付会計専門委員会委員との意見交換
    - 「清算と縮小」等の会計処理の検討
  - ( 13 ) 講習会実行委員会 ( 7 回 )
    - 講座内容、実施方法等の決定
    - 教材の作成
  - ( 14 ) 企業年金法特別委員会 ( 4 回 )
    - 企業年金法関連事項の検討
  - ( 15 ) ホームページ委員会 ( 2 回 )
    - H P 上に委員会報告の掲示板作成
    - H P 上の会員名簿の即時更新開始
  - ( 16 ) 年金用語辞典特別委員会 ( 3 回 )
    - 年金用語辞典作成の方向性、具体的項目の検討
  - ( 17 ) 企業年金法関連検討小委員会 ( 7 回 )
    - 企業年金法個別事項の検討
- 評議員会について

開催日時：平成13年1月22日 午前11時より

場 所：霞ヶ関三井クラブ

審議事項：

平成13年度事業計画について審議

定款変更について審議

平成12年度事業概況報告

### 3. 会員の異動状況

(1) 入会

正会員 12名

準会員 79名

(2) 退会

正会員 2名

準会員 5名

(3) 資格変更

(準会員 正会員) 16名

(4) 会員数(平成13年3月31日現在)

所属法人	正会員	準会員	合計
信託銀行	124人	50人	174人
生命保険会社	111	53	164
政令指定法人	27	7	34
その他の法人	35	34	69
個人	23	3	26
合計	320	147	467

## 平成12年度決算報告承認の件

## 収支計算書

(自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
収入の部				
1. 会費等収入	42,300,000	46,490,000	4,190,000	会員数増加
入会金	500,000	1,800,000	1,300,000	
会費 正会員	34,800,000	36,740,000	1,940,000	
準会員	5,000,000	5,950,000	950,000	
賛助会員	2,000,000	2,000,000	0	
2. 事業収入	8,200,000	7,631,000	569,000	
研修会費	6,000,000	6,506,000	506,000	
講習会費	1,200,000	35,000	1,165,000	会員外に対する講座実施
懇親会費	1,000,000	1,090,000	90,000	
3. 雑収入	4,000	221,389	217,389	
受取利息	4,000	19,440	15,440	
雑収入	0	201,949	201,949	資格証明発行料、著作権料他
当期収入合計 (A)	50,504,000	54,342,389	3,838,389	
前期繰越収支差額	2,702,000	2,702,286	286	
収入合計 (B)	53,206,000	57,044,675	3,838,675	
支出の部				
1. 事業費	37,000,000	34,216,195	2,783,805	
総会費	3,500,000	3,796,307	296,307	
研修会費	6,000,000	4,096,273	1,903,727	
講習会費	3,000,000	661,411	2,338,589	会員外に対する講座実施
広報・出版費	10,000,000	9,735,722	264,278	
委員会等費	4,500,000	3,038,583	1,461,417	
調査研究費	5,000,000	7,887,899	2,887,899	米国登録アクチュアリー制度現地調査実施
特別積立金支出	5,000,000	5,000,000	0	
2. 管理費	11,670,000	12,591,591	921,591	
事務所費	4,440,000	6,924,168	2,484,168	事務所移転準備
給料手当	3,780,000	3,607,940	172,060	
福利厚生費	100,000	71,662	28,338	
通信運搬費	900,000	659,687	240,313	
消耗品費	1,850,000	1,078,651	771,349	
賃借料雑費	600,000	249,483	350,517	
3. 予備費	800,000	494,388	305,612	
保証金支出	0	494,388		事務所移転に伴う保証金追加支払
当期支出合計 (C)	49,470,000	47,302,174	2,167,826	
当期収支差額 (A) - (C)	1,034,000	7,040,215	6,006,215	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	3,736,000	9,742,501	6,006,501	



# 貸借対照表

(平成13年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金	429,553	
普通預金	9,668,062	
特別積立金（普通預金）	5,000,000	
流動資産計		15,097,615
2 固定資産		
保証金	1,841,058	
固定資産計		1,841,058
資産合計		16,938,673
負債の部		
1 流動負債		
預り金	5,134	
未払金	349,980	
流動負債計		355,114
負債合計		355,114
正味財産の部		
正味財産		16,583,559
負債及び正味財産合計		16,938,673

(注) 固定資産の減価償却は行っていない。

# 財 産 目 録

(平成13年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金	429,553	
普通預金 (第一勧業銀行本店)	9,668,062	
特別積立金 (第一勧業銀行本店)	5,000,000	
流動資産計		15,097,615
2 固定資産		
保証金	1,841,058	
固定資産計		1,841,058
資産合計		16,938,673
負債の部		
1 流動負債		
預り金	5,134	
未払金	349,980	
流動負債計		355,114
負債合計		355,114
正味財産		16,583,559

# 正味財産増減計算書

(自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
増加の部		
当期収支差額	7,040,215	
特別積立金増加額	5,000,000	
保証金増加額	494,388	
増加額合計		12,534,603
減少の部		
資産減少額		0
当期正味財産増加額		12,534,603
前期繰越正味財産額		4,048,956
期末正味財産合計額		16,583,559

## 定款の変更承認の件

(定款の変更(案))  
別紙の通り

(変更理由)  
認可法人の定款の見直しの一環として、厚生労働省から指摘を受けた点を変更するものである。

(ご参考)  
新旧対照表は、別添資料参照

# 社団法人日本年金数理人会 定款（案）

制定 平成 10 年 4 月 9 日

改定 平成 12 年 10 月 19 日

改定 平成 年 月 日

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第 1 条 本会は、社団法人日本年金数理人会(The Japanese Society of Certified Pension Actuaries)と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区新橋一丁目 10 番 7 号に置く。  
2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第 3 条 本会は、厚生年金保険法第 176 条の 2 第 2 項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の使命及び職責に鑑み、その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理業務の改善進歩を図り、厚生年金基金、国民年金基金の財政の健全性の維持向上に資するため、必要な事業を行うことを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 倫理規範を定め、会員の倫理の保持昂揚を図ること。  
(2) 年金数理業務遂行のため必要となる実務基準を制定すること。  
(3) 国内及び国外の年金数理について調査研究を行うこと。  
(4) 年金数理に関する研修を行うこと。  
(5) 年金数理に関する啓発のための事業を行うこと。  
(6) 年金数理人名簿に関する資料を管理すること。  
(7) 会報、広報誌その他刊行物を発行、出版すること。  
(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第 2 章 会 員

### (種類)

第 5 条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員の 4 種類とし、正会員及び準会員をもって民法上の社員とする。

### (資格)

第 6 条 年金数理人は、本会の正会員となることができる。  
2 社団法人日本アクチュアリー会正会員及び準会員は、理事会の承認を得て、本会の準会員となることができる。  
3 本会の目的に賛同する法人は、理事会の承認を得て、本会の賛助会員となることができる。  
4 名誉会員は、本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者とする。

### (入会)

第 7 条 正会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める届出

書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の会員となろうとする者の入会は、総会が別に定める基準により、理事会の議決においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 名誉会員を除く会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会が会費規則をもって定める。

(退会)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 年金数理人名簿への登載を取り消され又は抹消されたとき。
  - (2) 退会の申し出があり、会長がこれを受理したとき。
  - (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
  - (4) 法人が解散し又は破産したとき。
  - (5) 除名されたとき。
  - (6) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき。

(除名)

- 第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席構成員（総会に出席した正会員及び準会員をいい、第 26 条第 2 項に定める書面表決者及び表決委任者を含む。）の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の適用については、総会において別に定める倫理規範による。

(抛出金品の不返還)

- 第 10 条の 2 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(客員)

- 第 11 条 本会に、客員を置くことができる。
- 2 客員は、本会の事業運営に関係があると認められ、理事会により推薦された者とする。
  - 3 客員は、本会の行事に参加することができる。

### 第 3 章 役員

(役員)

- 第 12 条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長とし、5 名以内を副会長とする。

(役員を選任)

- 第 13 条 理事は、正会員のうちから、総会において別に定める選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。
- 2 監事は、総会において別に定める選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会にお

- いて選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選によりこれを定める。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

#### (役員の職務)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 財務及び会計の状況を監査すること。
    - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (3) 財務及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

#### (役員の任期)

- 第15条 役員の任期は、就任したときから就任後第2回目の定時総会の終了時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員の解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席構成員の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員の報酬等)

- 第16条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第4章 評議員、相談役、参与及び顧問

#### (評議員)

- 第17条 本会に、評議員10名以上20名以内を置く。

#### (評議員の選任)

- 第18条 評議員は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

- 2 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員には、第15条、第16条の規定を準用する。

(相談役及び参与)

第20条 本会に、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 相談役及び参与は、正会員のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の要請により、理事会の諮問に応え、又は理事会に出席して会務に関し意見を述べるることができる。
- 4 参与は、会長の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。
- 5 相談役の委嘱期間は、正会員である間とする。ただし、会長は理事会に諮り委嘱を解くことができる。
- 6 参与の委嘱期間は、その委嘱をした会長の任期満了の時までとする。
- 7 相談役及び参与は、無給とする。

(顧問)

第21条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の目的達成に貢献のあった者を、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。
- 4 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした会長の任期満了の時までとする。
- 5 顧問は、無給とする。

## 第5章 総会

(種類)

第22条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び準会員をもって構成する。

(招集)

第24条 定時総会は、毎会計年度終了後2月以内に、会長が招集する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員及び準会員の合計数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 3 総会を招集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 第2項第2号又は第3号の請求があったときは、会長はその日から30日以内に会議を招集しなければならない。



(総会の付議事項)

第25条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員及び準会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び準会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は準会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第28条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会においては、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 3 議決すべき事項に特別な利害関係を有する者は、当該事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(招集)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 3 理事会は、会長が招集する。

- 4 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 5 会長は、第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の付議事項)

- 第32条 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項。
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(定足数等)

- 第33条 理事会については、第26条、第28条及び第29条の規定を準用する。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 第35条 (削除)

- 第36条 (削除)

- 第37条 (削除)

## 第7章 評議員会

(評議員会)

- 第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(招集及び定足数等)

- 第39条 評議員会は、会長が招集する。
- 2 評議員会については、第26条、第28条及び第29条の規定を準用する。

(評議員会の審議)

- 第40条 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応じて審議を行い、理事会に意見を具申する。

(評議員会の運営)

- 第41条 前各条に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 本会の資産は、次の各号に掲げるものから構成する。
- (1) 入会金
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金品

- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費)

第44条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、当該会計年度の開始前に総会において、出席構成員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣へ届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、定時総会において、出席構成員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第47条の2 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席構成員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第49条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第50条 本会の解散時に有する残余財産は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法

人に寄附するものとする。

## 第 10 章 補 則

### (委員会)

- 第 5 1 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、又は審議する。
  - 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (事務局)

- 第 5 2 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
  - 3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

- 第 52 条の 2 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- ( 1 ) 定款
  - ( 2 ) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - ( 3 ) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - ( 4 ) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - ( 5 ) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - ( 6 ) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - ( 7 ) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - ( 8 ) その他必要な帳簿及び書類

### (実施細則)

- 第 5 3 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 . この定款は、厚生大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 . 日本年金数理人会(以下「旧団体」という。)の正会員が、本会の成立の日において本会の正会員となるときは、第 7 条第 1 項による手続きを要しない。
- 3 . 旧団体の準会員及び法人会員が、本会の成立の日において、それぞれ本会の準会員及び賛助会員となるときは、第 7 条第 2 項による手続きを要しない。
- 4 . 旧団体の正会員が附則第 2 項の規定により正会員となるときは、第 8 条第 1 項に定める入会金を納付することを要しない。
- 5 . 旧団体の準会員が附則第 3 項の規定により準会員となるときは、第 8 条第 1 項に定める入会金を納付することを要しない。
- 6 . 本会の最初の会計年度の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7. 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、平成12年度の定時総会までとする。
8. 本会の最初の会計年度は、第45条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成11年3月31日までとする。
9. 本会の最初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
10. 本会成立の日において旧団体から寄付を受けた財産は、本会の資産とする。

#### 附 則

この定款の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日（平成12年10月19日）から施行する。

#### 附 則

この定款の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日（平成 年 月 日）から施行する。

## 平成 13 年度事業計画案承認の件

### ( 1 ) 基本方針

本年度は、確定給付企業年金法や確定拠出年金法の制定が予定されているほか、退職給付に係る会計基準の適用も 2 年目に入り、その定着化が進むものと予想される。更に、厚生年金基金制度においては支給開始年齢の引き上げや免除保険料の凍結解除に向けた対応などもあり、企業年金全体を取り巻く状況が大きく変化するものと考えられる。

このような変革期において、年金受給権の確保の観点から、年金財政の専門家としての年金数理人に期待される役割は益々増大し、その責任は一層重くなっている。

これらの状況認識を踏まえ、自らの社会的・公共的使命を果たし新たな発展の礎とすべく年金数理人の育成及び資質の向上を図るとともに時宜に適した事業を着実に推進する。

### ( 2 ) 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第 4 条に規定されている事業を鋭意実施するが、特に次の事業を重点的に推進する。

#### 確定給付企業年金法の制定等に向けた当会基盤の強化

- ・ 確定給付企業年金法制定に合わせた会員資格のあり方の検討
- ・ 実務に即した実践的研修制度の検討
- ・ 大学大学院での年金数理関連講義の開設に向けての活動

#### 企業年金等の財政に関する提言

#### 年金数理の専門家としての業務水準の一層の向上

- ・ 確定給付企業年金法制定に合わせた年金数理人会実務基準の策定と改定
- ・ 退職給付に係る会計基準への実践的対応
- ・ 会員に対する研修の充実

#### 企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業

- ・ 厚生年金基金及び適格退職年金実施主体に対する説明会・意見交換の実施
- ・ 厚生年金基金連合会等の事業への協力
- ・ 企業年金の用語解説集の発行

#### 調査研究の充実

- ・ 企業年金全般に関する調査研究の実施
- ・ 年金文献資料の収集
- ・ 各国の倫理規定・事例等の調査研究

#### 広報活動の充実・推進

- ・ 会報・ニュース等による広報活動の充実
- ・ ホームページの活用と充実
- ・ その他対外的な PR 活動の強化

#### 国内外の年金関係機関との情報交換等

#### その他

- ・ 若手研究者の研究助成制度の創設の検討

## 平成13年度予算案承認の件

## 収 支 予 算 書

(自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	備 考
収入の部				
1. 会費等収入	49,200	42,300	6,900	
入会金	500	500	0	
会費 正会員	39,600	34,800	4,800	
準会員	7,100	5,000	2,100	
賛助会員	2,000	2,000	0	
2. 事業収入	7,200	8,200	1,000	
研修会費	6,000	6,000	0	
講習会費	100	1,200	1,100	
懇親会費	1,100	1,000	100	
3. 雑収入	4	4	0	
受取利息	4	4	0	
雑収入				
当期収入合計 (A)	56,404	50,504	5,900	
前期繰越収支差額	9,742	2,702	7,040	
収入合計 (B)	66,146	53,206	12,940	
支出の部				
1. 事業費	41,200	37,000	4,200	
総会費	4,500	3,500	1,000	
研修会費	6,500	6,000	500	
講習会費	1,500	3,000	1,500	
広報・出版費	12,500	10,000	2,500	企業年金の用語解説集等の発行
委員会等費	4,500	4,500	0	
調査研究費	6,700	5,000	1,700	年金に関する文献の収集
特別積立金支出	5,000	5,000		
2. 管理費	13,950	11,670	2,280	
事務所費	6,300	4,440	1,860	事務所の移転
給料手当	4,200	3,780	420	
福利厚生費	100	100	0	
通信運搬費	900	900	0	
消耗品費	1,850	1,850	0	
賃借料雑費	600	600	0	
3. 予備費	800	800	0	
当期支出合計 (C)	55,950	49,470	6,480	
当期収支差額 (A) - (C)	454	1,034	580	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	10,196	3,736	6,460	

## 役員を選任の件

吉田英樹理事の辞任（平成13年3月25日付）に伴う役員補欠選挙を、平成13年3月29日に選挙管理規則第20条により行った結果、下記の理事が当選した。

なお、当選した理事の役員の任期は、定款第15条第3項より平成14年度の定時総会までとする。

### 記

#### 理事

氏名	所属法人名
鈴木博司	日本生命保険相互会社